

## 令和7年度 第3回浜松市国民健康保険運営協議会

日時：令和8年1月26日(月) 午後7時

場所：浜松市役所 本館8階 第5委員会室

## 次 第

## 1 開 会

## 2 会長挨拶

## 3 議 題

- (1) 子ども・子育て支援金制度について
- (2) 令和8年度収支の見込み
- (3) 令和8年度の動き
- (4) 答申案について

## 4 健康福祉部長挨拶

## 5 閉 会

## 【参 考】

### 浜松市国民健康保険条例（抜粋）

#### 第 2 章 浜松市国民健康保険運営協議会

（名称及び委員の定数）

第 2 条 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 11 条第 2 項の規定により設置する協議会の名称は、浜松市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるところによる。

（1）被保険者を代表する委員 3 人

（2）保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人

（3）公益を代表する委員 3 人

（規則への委任）

第 3 条 前条に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、規則で定める。

### 浜松市国民健康保険運営協議会規則（抜粋）

（審議事項）

第 3 条 協議会は、次の事項について審議するものとする。

（1）一部負担金の負担割合に関する事。

（2）保険料の賦課方法に関する事。

（3）保険給付の種類及び内容に関する事。

（4）保健事業の実施大綱の策定に関する事。

（5）その他国民健康保険事業の運営に関する重要な事。

2 協議会は、前項の事項について市長の諮問に応じ意見を答申する。

（定足数）

第 5 条 協議会は、その委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

（表決）

第 6 条 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## 浜松市国民健康保険運営協議会委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所属・役職等	備 考
被保険者を 代表する委員	イナガキ ミヨコ 稲垣 美代子	J A とぴあ浜松女性部 役員	
	ムラカミ ヒロミ 村上 ひろみ	浜名商工会 理事	
	タキガワ ハルコ 滝川 治子	公募委員	
保険医又は 保険薬剤師を 代表する委員	イソバ トモアキ 磯部 智明	浜松市医師会 副会長	
	トダ セイジ 戸田 聖二	浜松市歯科医師会 副会長	
	シミズ シンヤ 清水 慎也	浜松市薬剤師会 副会長	
公 益 を 代表する委員	マエダ コウイチロウ 前田 香一郎	静岡県弁護士会浜松支部 弁護士	会長
	エグチ アキコ 江口 晶子	聖隷クリストファー大学 教授	会長代行
	シモイシ セイコ 下石 精子	浜松市人権擁護委員連絡協議会 副会長	

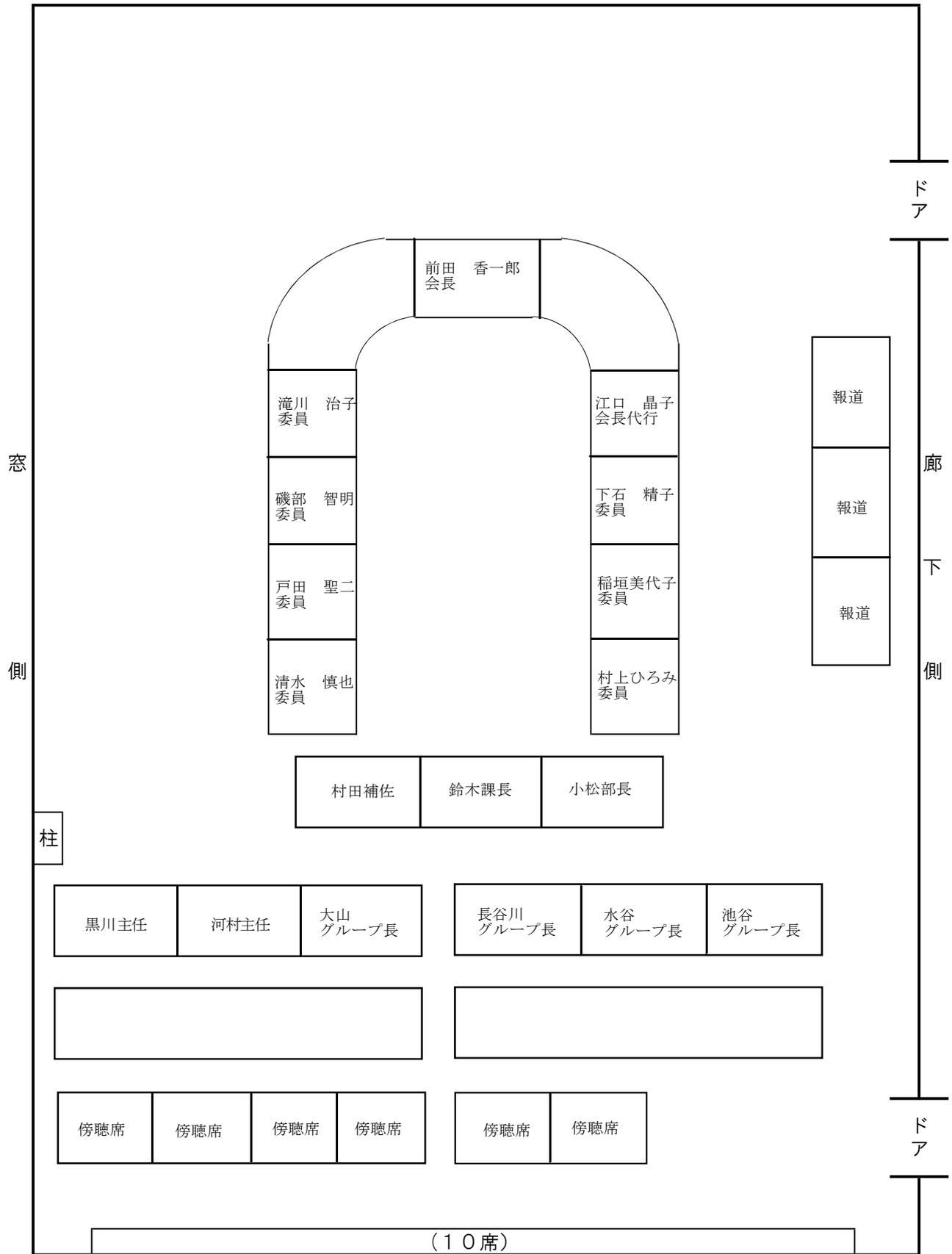
任期 令和7年4月 1日から

令和10年3月31日まで

### 事務局職員名簿

役 職	氏 名
健康福祉部長	小松 靖弘
国保年金課長	鈴木 勝己
国保年金課長補佐	村田 浩規
資格・給付グループ長	水谷 篤史
保険料グループ長	長谷川 貴大
ヘルスサポートグループ長	池谷 千絵美
管理・国民年金グループ長	大山 雅子
管理・国民年金グループ主任	河村 歩
管理・国民年金グループ主任	黒川 可奈

令和7年度 第3回浜松市国民健康保険運営協議会 席次 (第5委員会室)



令和 7 年 度

第 3 回 浜松市国民健康保険運営協議会

日時： 令和 8 年 1 月 2 6 日（月） 午後 7 時

場所： 浜松市役所 本館 8 階 第 5 委員会室

# 1 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が令和6年10月1日に施行され、令和8年4月1日に子ども・子育て支援金制度が創設となることから、制度の給付等を支える財源として、医療保険料等と併せて「子ども・子育て支援納付金」を徴収する。

「子ども・子育て支援納付金」の算定に係る所得割率、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額及び賦課限度額については答申に基づき決定する。なお、18歳未満被保険者（18歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保者）に係る被保険者均等割額はその全額を軽減する。

## 【令和8年度保険料率（案）】

応能割	応益割		賦課限度額
	被保険者均等割額	18歳以上被保険者均等割額	
0.33%	1,800円	200円	3万円

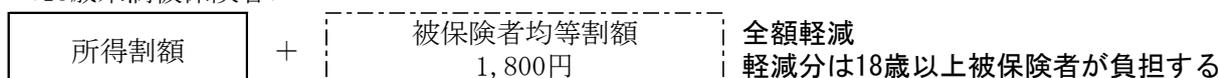
## 【保険料率設定の考え方】

- ・賦課割合は医療分の比率と同様に設定（応能割 56%：応益割 44%）
- ・収納率は令和6年度の実績で算定（現年分収納率 93.59%）

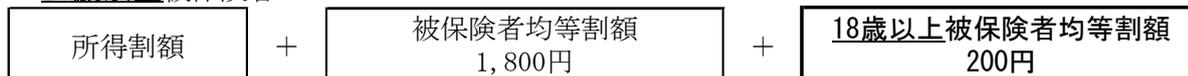
⇒一人当たり平均負担額（賦課総額/全被保険者数）は年額 4,086 円、月額 340 円

## 【負担のイメージ】

<18歳未満被保険者>



<18歳以上被保険者>



## 【モデルケース】

区分		所得に応じた 保険料軽減	一世帯当たり保険料		賦課限度額 見込収入
			年額	月額	
【ケース1】 単身世帯 (18歳以上)	①年収200万円	-	4,900円	408円	1,087万円
	②年収300万円	-	7,200円	600円	
	③年収500万円	-	12,300円	1,025円	
	④年収800万円	-	20,700円	1,725円	
【ケース2】 夫婦+子ども2人世帯 (子：18歳未満1名、 18歳以上1名)	①年収200万円	5割	5,900円	492円	966万円
	②年収300万円	2割	10,000円	833円	
	③年収500万円	-	16,300円	1,358円	
	④年収800万円	-	24,700円	2,058円	
【ケース3】 高齢者夫婦世帯 (65歳以上、年金生活者)	①年収200万円	7割	1,200円	100円	1,190万円
	②年収300万円	5割	2,000円	167円	
	③年収400万円	-	6,300円	525円	

※収入のある者：【ケース2】夫または妻のいずれか、【ケース3】夫及び妻の合計額

※【ケース2】の18歳未満被保険者の被保険者均等割額は軽減済み

※保険料の月額は1円未満四捨五入

## 2 令和8年度収支の見込み

事業費納付金の本算定結果等を反映して令和8年度収支を再度推計したところ、基金取崩を増額すれば、医療分・後期支援金分・介護分については保険料率を据え置いても収支がとれる見込みである。

<歳入> (単位：百万円)

科 目	令和8年度		
	今回見込 (A)	前回見込 (B)	増減額 (A)-(B)
①保険料	14,579	14,539	40
医療・後期・介護分	14,099	14,099	0
子ども分	480	440	40
②国庫支出金	73	73	0
③県支出金	50,957	50,957	0
④繰入金	5,851	5,891	△ 40
一般会計繰入金	4,198	4,281	△ 83
基金繰入金	1,653	1,610	43
⑤繰越金	1,067	1,067	0
⑥その他	234	234	0
計	72,761	72,761	0

<歳出> (単位：百万円)

科 目	令和8年度		
	今回見込 (A)	前回見込 (B)	増減額 (A)-(B)
①総務費	414	414	0
②保険給付費	50,104	50,104	0
③事業費納付金	21,290	21,290	0
医療・後期・介護分	20,810	20,850	△ 40
子ども分	480	440	40
④保健事業費	511	511	0
⑤保険料還付金	53	53	0
⑥償還金	300	300	0
⑦その他	89	89	0
計	72,761	72,761	0

<変更点>

### (1) 【歳出③：事業費納付金】本算定結果の反映

- ・診療報酬改定の反映により、仮算定から本算定で約4.6億円の増加となったが、増加した分については県の財政安定化基金の活用により抑制したため、納付金総額は前回見込(B)と同額となった。
- ・一方で内訳は、国が示す算定係数の変更と県の基金抑制に伴い、子ども・子育て支援金分は+40百万円、医療分・後期支援金分・介護分の計は△40百万円となった。
- ・子ども・子育て支援金分の+40百万円に対しては、財源となる【歳入①：保険料】子ども・子育て支援金分を同額追加した。
- ・医療分・後期支援金分・介護分の計△40百万円に対しては、収入不足により財源を基金取崩で賄うこととしていたため、保険料ではなく【歳入④：繰入金】基金繰入金を40百万円減額した。

### (2) 【歳入④：繰入金】出産育児一時金に対する一般会計繰入金の廃止

- ・一般会計繰入金において、出産育児一時金分83百万円を減額した。この減額分は本来は保険料が財源となるが、保険料は据置きとして基金取崩で賄うこととし、基金繰入金を83百万円増額した。

### (3) 【歳入④：繰入金】基金繰入金の増

- ・基金取崩額について、上記(1) △40百万円、(2) +83百万円により、前回見込(B)より43百万円の増となり、1,653百万円となる見込み。
- ・令和8年度末基金残高(見込)：547百万円

### 3 令和8年度の動き

#### (1) 保険料賦課限度額の引上げ

政令が改正され、賦課限度額が引き上げられた。浜松市国民健康保険条例において、賦課限度額は政令どおりとすると定めているため、改正内容に合わせて引き上げることとする。

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療分	65万円			66万円	67万円
後期支援金分	20万円	22万円	24万円	26万円	
介護分	17万円				
子ども・子育て支援金分					3万円

#### (2) 低所得者に対する保険料軽減判定基準額の見直し

軽減措置の判定基準について、次のとおり政令が改正されたため、改正内容に合わせる。

軽減割合	軽減判定基準額	
	令和7年度	令和8年度
7割	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円
5割	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + (30.5万円 × 被保険者数(※2))	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + (31万円 × 被保険者数(※2))
2割	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + (56万円 × 被保険者数(※2))	43万円 + (給与所得者等の数(※1) - 1) × 10万円 + (57万円 × 被保険者数(※2))

※1 一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（公的年金等の収入金額60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者。

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療へ移行した者を含む。

#### (3) 給与所得控除の引上げ

令和7年度税制改正により、個人住民税の給与所得控除額が55万円から65万円に引き上げられた。この影響により、保険料収入の減少が見込まれる。

#### (4) 食事療養費の標準負担額（患者自己負担分）増額

令和8年6月1日より、食事療養費の標準負担額が引き上げられる。（原則、1食あたり510円→550円）

#### (5) 高額療養費制度の見直し

令和8年8月1日より、自己負担限度額の月額上限額が引き上げられるとともに、年間上限額が設定される。多数回該当の月額上限額は現行水準が維持される。

答 申 書 (案)

浜松市国民健康保険運営協議会



我が国の国民健康保険は、制度創設以来、国民皆保険の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の保持増進に貢献してきた。

また、被保険者に占める高齢者割合の上昇や医療の高度化により一人当たり医療費の増加が続く一方、被用者保険の適用拡大や団塊世代の後期高齢者医療制度への移行に伴い、被保険者数が減少したことから、平成30年度に国の主導により財政の都道府県単位化が実施され、国保財政の安定化が図られた。

こうした国保制度を取り巻く状況を踏まえた上で、浜松市国民健康保険運営協議会は、令和7年12月15日の諮問に対し、浜松市国民健康保険事業の健全な財政運営について、次のとおり答申する。

## 1 令和8年度国民健康保険料率等について

### (1) 保険料率について

浜松市の国民健康保険事業においては、令和4年度にそれまでの収支黒字を活用して料率の引下げを行い、以来、被保険者の負担軽減の観点から同率で据え置いているところである。

一方、全国の状況と同じく、被保険者数の減に伴って保険料収入が減少する中においても一人当たり医療費は増加傾向にあり、健全な運営を続けるためには一定の収入を確保しなくてはならない。

令和8年度においては、県国民健康保険財政安定化基金の活用方針変更に伴い事業費納付金が大幅に増加し、現行の保険料率による保険料収入、一般会計からの繰入金及び前年度の繰越金だけでは財源を確保することが難しい見込みとなっている。

しかし、物価高や子ども・子育て支援納付金の徴収が開始される中、被保険者のさらなる負担増となることは避けたいため、市国民健康保険事業基金を活用することで医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の保険料率は据え置きとされたい。

なお、子ども・子育て支援納付金分については、以下のとおりとすることが適当である。

- ・所得割率について、0.33%にすること。
- ・被保険者均等割額について、1,800円にすること。
- ・18歳以上被保険者均等割額について、200円にすること。

今後も、制度改正、診療報酬改定、一人当たり医療費の推移など、先行きの見通しが困難な状況は変わらないことから、引き続き、これらの動向を注視し、安定した財政運営が図られるよう努められたい。

## (2) 賦課限度額及び法定軽減について

令和8年度国民健康保険料の世帯当たり賦課限度額及び法定軽減対象の所得基準額は、国民健康保険法施行令の規定と同様とすることが適当である。

## 2 その他国民健康保険事業の健全な財政運営に関する事項について

### (1) 保険料収納率向上対策

国民健康保険事業の健全な運営に欠かせない収入確保の点において、また、被保険者間の公平性の観点からも、保険料の収納率向上は最重要課題である。

これまでも、納付手段の多様化により被保険者が納付しやすい環境整備を進めているが、引き続き、口座振替登録の勧奨及び資格の適正化並びに初期滞納者への催告などの取組に加え、市税等の所管課との連携強化により厳正かつ速やかな滞納処分を行うことで、保険料収納率の向上及び累積滞納額の削減を図り、一層の保険料収入の確保に努められたい。

あわせて、徴収事務の遂行に当たっては、被保険者間の公平性を念頭に置いた上で、適切な納付相談や法令に基づいた執行停止を行うなど、被保険者個々の支払能力や生活状況に十分配慮されたい。

### (2) 保健事業及び医療費適正化対策

国民健康保険においては一人当たり医療費が増加傾向にあり、長期的な展望のもと医療費の適正化を推進する必要がある。

については、「浜松市国民健康保険第3期データヘルス計画」に基づき、効果的かつ効率的な保健事業に取り組み、被保険者の健康増進と重症化予防に努められたい。

中でも特定健康診査については、生活習慣病の早期発見等により医療費の削減に寄与するため、様々な手法を活用した受診勧奨による受診率の向上に取り組みたい。

また、特定保健指導についても実施率の向上を図るとともに、生活習慣病の発症予防につながるよう努められたい。

なお、これらの取組の推進は、保険者のみの努力で成し遂げられるものではなく、関係機関と連携を図るとともに、被保険者への医療費適正化に対する理解の促進に努められたい。

## 子ども・子育て支援金制度が始まります

### 「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援**する仕組みです。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。

### なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出いただく**こととしております。

### いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが実際に徴収が始まる時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

### 支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、

令和10年度で月額 **450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください

※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様にご追加のご負担を求めることのない仕組みとしています。

こども家庭庁HP



## 児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

960万円未満	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	1.5万円

所得制限なし	支援対象	児童手当(月額)	第3子以降
所得制限なし	0歳～3歳未満	1.5万円	1.5万円
	3歳～小学生	1万円	1.5万円
	中学生	1万円	3万円
	高校生	1万円	3万円

※令和6年10月分から拡充

## 妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、  
・妊娠届出時に5万円  
・妊娠後期以降に妊娠している子どもの数×5万円を支給します。



※令和7年度から制度化

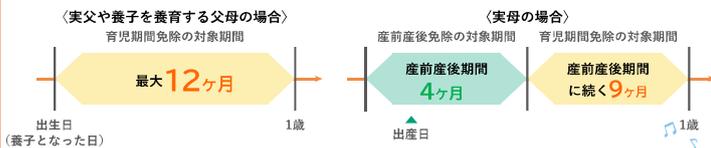
## 育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、  
子どもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、  
時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

## 育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、  
育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



※令和8年10月から実施

## 出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、  
子の出生直後の一定期間内に  
両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、  
最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



※令和7年度から実施

## 子ども誰でも通園制度

「子ども誰でも通園制度」は、  
保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の子どもが  
時間単位等で柔軟に利用できる制度です。  
(子ども1人当たり10時間/月)

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

子ども・子育て支援金制度についてもっと知りたいときは



こども家庭庁のHP  
(概要説明)



担当職員による紹介記事



三原大臣からのメッセージ

